

令和5年度 第3回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和5年8月7日(月)

13:30～16:55

場 所：3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、大内、金成、金子、佐藤

1 開 会

(会 長) 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回福島地方最低賃金審議会を開催します。

事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、大内委員が多少遅れておりますが、委員全員のご出席予定となっております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(会 長) これより議事に入ります。

(1) 福島県最低賃金について

ア 福島県最低賃金専門部会の審議結果報告

(会 長) 最初に、福島県最低賃金専門部会の審議結果報告を行います。

7月4日に福島労働局長より「福島県最低賃金の改正決定の諮問」があり、7月19日から計3回、専門部会を開催して、金額審議を行ってまいりましたが、意見の一致をみることができませんでした。

このため、8月3日の第3回専門部会において、公益見解を提示し、採決を行ったところ、結果は、賛成が6名、反対が2名、報告書のとおり、現行時間額858円を42円引上げ、時間額900円で決しました。

なお、政府に対する要望については、本日の提案を受けて答申文に記

載することとしております。

ただし、これは専門部会の結論であり、改めて、本審議会で審議した結果に基づき、答申することとなります。

専門部会に加わっていない委員の方もおられますので、まず、専門部会における審議経過等について、事務局より報告をしてもらい、その後、各側に分かれて、専門部会報告書の内容について、ご協議していただくこととします。

(室 長) それでは、専門部会での審議経過等につきまして、ご報告します。

まず、審議経過の概要になります。7月4日、第1回審議会において福島県最低賃金の改正決定について、労働局長から会長へ諮問を行わせていただきました。7月19日、第1回専門部会において、部会長及び部会長代理の選任等を行いました。8月1日、第2回審議会において、中央最低賃金審議会の答申の伝達を行い、それを踏まえまして労側・使側の審議にあたっての意見表明を実情を踏まえながらご説明いただきました。8月2日、第2回専門部会において、参考人3名、労働者側2名、使用者側1名から意見を伺い、その後金額審議に入っております。

翌日8月3日、第3回専門部会では引き続き金額審議をいただきました。労・使の意見の一致を見ることができず、公益見解が提示され、採決により決しました。なお、専門部会報告書は、お手元の「福島県最低賃金の改正決定に関する報告書」写しのとおりです。

金額審議の経過についてご説明いたします。

8月1日の本審の際に労働者側、使用者側委員から意見表明がなされましたが、審議についても各側が表明したことを基本にして、8月2日と3日の両日に長時間にわたり、集中的に審議が実施されました。

公・労の2者会議、公・使の2者会議にて金額審議が行われ、労使それぞれの提示額及びその算出根拠や労働者の賃金・生活実情、会社運営状況を公益委員に伝えられ、公益委員から相手側に提示額等を伝え、次の提示額を各側で協議し、2者会議を行うことで金額審議が進められました。毎回、金額提示前には労働者側の主張や使用者側の主張に対しお互いが理解できるまで公益委員が説明し、労使共通認識のもとで金額審議に入っていたことを報告いたします。4回目の金額提示前の労使

の大きな論点「使用者側から原材料費や電気代が高騰する中、それらの価格転嫁が全くできていない所も多く存在し、そのような中でも人材流出を防ぐためや確保のために無理して賃上げしている実態もある。使用者はできるものなら大幅賃上げはしたいが、できない事情が多く存在する。今回の最賃改正については、生計費にばかり目がいつているため、他の2つの要素（賃金、通常の事業の賃金支払能力）についても大切な要素である。バランスよく考えることが基本であるのでは。」等の主張に対して、「労働者側からは、価格転嫁ができていない会社が多く存在し、人材確保等のために無理して賃上げしている会社も多く存在していることは把握しているが、中小企業等については補助金が存在するが、労働者にはそのようなものが全くない。賃金のみが生活の糧であるため切実なことを考えている。価格転嫁については、労働者側も価格転嫁しやすい環境作りを一緒になって考えていく。最賃に関しては3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）をバランス良く考えることが基本であることは共通認識を持っている」等、お互いの主張を理解して現状の共通認識を持ったのちに金額提示が行われておりました。

2日間を通して、公・労、公・使会議がそれぞれ4回行われ、4回の金額提示がそれぞれなされました。労働者側は春闘の結果が実態であるため、その結果をもとに金額提示を行い、使用者側は厚生労働省が調査した令和5年度賃金改定状況調査結果、春闘結果、消費者物価指数をもとに金額提示を行い、最終的に労働者側は+45円の903円、使用者側は+37円の895円への改正提示となったものであります。両側ともこれ以上の歩み寄りにはできないとの申し出となり、意見の一致をみることに至らず、これ以上の進展はないと判断されたため、42円引き上げて1時間900円に改正する公益見解が出され、採決によることとされました。

公益見解と採決状況です。

公益委員見解としまして、42円引き上げで900円とする見解とされることについて、2点ご説明申し上げます。

まず、目安額についてですが、中央最低賃金審議会からは、福島を

はじめとしたBランクは、40円と提示されております。第1回目の福島地方最低賃金審議会で配布された別冊資料6ページ「中央最低賃金審議会・目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にて、目安の位置付けとして、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして必要なもの、また、目安額未滿の最低賃金額の決定ということが過去、ほとんどないことから、まず、Bランクの目安額40円未滿として、公益委員の見解を提示することは難しいと判断した。

+2円とすることについて。ランク分けが4つから3つに、更にランク付けの見直しにより、福島県がDランクからBランクに移行したことによる地域間バランスに配慮する必要性があったこと。若い人を含めて労働者が、福島がBランクに位置づけられ、そのBランクの中の位置についても遜色のない位置にあって欲しいと思うことを重視したい。以上から、「福島県最低賃金を現行の858円から42円引き上げ、900円とすることが妥当と判断する」との見解が示され、採決が行われました。

採決の結果は、賛成6、反対2の結果となりました。したがって、現行の福島県最低賃金858円を42円引き上げ、900円とする結果をもって、専門部会の結論とされました。効力発生の日は、令和5年10月1日（法定発効）とされました。

また、福島県における中小企業・小規模事業者の実態を踏まえ、政府や福島県への要望が必要不可欠であるため、その部分については、本審で審議した上で答申の中で付帯させることが適当との結論に至りました。

（会長） ありがとうございます。ただいまの説明について、質問や追加説明等がありますでしょうか。

（佐藤委員） ただ今の事務局からお話しいただいたことについて、特に質問等はありませんが、これから金額審議に入る前に、専門部会に出席していない委員との最終的な打ち合わせ、また、政府に対する要望事項について、労使間において事前の打ち合わせが必要かと思しますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

15分から20分ほどいただければありがたいと思います。

(会長) わかりました。2時15分に再開いたします。

事務局は労働者側委員と使用者側委員を控室に案内してください。

【労働者側・使用者側退室】

【労働者側・使用者側入室】

イ 福島県最低賃金の改正に係る金額審議

(会長) 審議を再開します。

専門部会報告書の内容につきまして、各側から意見をお伺いします。

最初に労働者側から発言をお願いします。

(大越委員) 賃金については、真摯な議論を重ねることができましたし、今年度は働く方すべての暮らしを守る観点での議論も少し言及させていただけたと思っております。また、ここ数年間で広がっていた地域間格差についても議論をいただいたということで、そういったところを公益の考え方ということで取りまとめいただきましたことに深く感謝申し上げます。

(会長) 次に使用者側から発言をお願いします。

(佐藤委員) 専門部会については十分な時間をかけて審議いたしましたので、その内容については、先ほど事務局から説明があったとおりで良いと思っております。今年度の審議については、どうしても政府の引き上げありき、1,000円以上を目指すという観点から、昨年と同様、エビデンスの部分で、客観的なデータに基づいての目安金額というところでは、我々からすれば非常に残念な数字で、かなり高い引き上げ額、それを裏付ける客観的なデータが何も無いにも関わらず、生計費を重視して、今回であれば、3つの三要素がありますので、それを公平に扱って目安の金額を出すべきだったのではないかと思っております。

そういった中で、目安の金額が出てしまうと、本来であれば目安は目安でありますので、金額を下回る議論もなされなければいけないのですが、残念ながら当審議会においては、我々は毎年、目安であるから下回る金額の審議も出来るのが普通であって、出来ないことがおかしいのではないかと申し上げます。そのところを受け入れていただけない中で、今年度も目安金額プラスの議論になったのですが、ただ、使用

者側の間でも意見がわかれたのですが、全国の地域間の中でのバランスも考慮する必要があるのではないかとということで、今後については地域間のバランスをどうするかということが大きな課題になってくるのではないかと強く思っております。

政府に対する要望については、最終的にまとめた内容でもって政府へ要望させていただきたいと思っております。

(金成委員) 消費者物価等含めて大変な状況にあるということから、一定の賃上げが必要であるということは認識しておりますが、中小企業・小規模事業者の支払能力にも配慮すべきだったのではないかと思っております。今回の引上げ額42円ということについては影響率の大きさを危惧しております。

(会長) 次に、専門部会委員以外の方からご意見をお伺いしたいと思います。
最初に、労働者側 志賀委員をお願いします。

(志賀委員) 42円という数字はとても大きな数字だと思います。最低賃金の紙面を見る度に皆さんとても関心を持たれているのだと感じております。ぜひこの42円を実現できればと考えております。

(会長) 労働者側 松本委員をお願いします。

(松本委員) 今回42円で目安を上回る金額が出されたということで、最低賃金近傍で働く労働者にとって非常に大きな年になると考えております。また、低所得者で働く労働者は多いと思いますが、今年の賃上げが大きな意味をしっかりと労働者に伝えていながら、引き続き賃上げの重要性を労使一体となって引き続き協議できるように取り組んでいけたらと思っております。

(会長) 続いて、使用者側 大内委員をお願いします。

(大内委員) 中央の目安が40円と出たときに高すぎるという印象があり驚きました。現在の高騰で使用者側・労働者側ダメージを受けていると思いますが、私としても少しでも多くの賃金を支払って企業努力もしていきたいという、経営者の多くがそう思っていると思います。しかし、今回、目安40円と出てきた中でプラス2円というのは、福島としては頑張りすぎだという印象が正直あります。また、パートやアルバイトを抱える企業が多いと思いますが、その中で配偶者控除内で抑えるために、賃上げ

をしたいが労働時間の制限が出るために、人員確保を他にもしなければいけないという意見をいただく経営者の方々も数多くいます。

賛成、反対については悩んでいるところです。

(会 長) 使用者側 金子委員お願いします。

(金子委員) 私は使用者側の支払能力、これを重視すべきではないのかとっております。現状ですと、中小企業者が物価の高騰、エネルギー価格の上昇、電気代の高騰、これに対する価格転嫁が十分できていないとっております。またコロナ感染症が5類に移行後も景気の状態が良くなっているという感覚がございません。我々のほうで調査した中小企業の景況を見ても、景気判断を調査しまして、悪化のままになっている、こういったときに42円もの賃上げができるのかという考えをもっておりまして、このことから900円には反対したいと考えております。

(会 長) 続いて、公益側 橋本委員お願いします。

(橋本委員) 専門部会で十分議論されたと思いますので、専門部会での議論を尊重したいと思います。

(会 長) 公益側 元井委員お願いします。

(元井委員) 両者のご意見をうかがい、目安額プラス2円という判断は非常に難しい判断だったと思いますが、資料を拝見し、専門部会の結論は妥当ではないかと考えました。

(会 長) 各委員からのご意見ありがとうございました。

長時間、何度も金額審議を行ってきたわけですが、その過程で最終的には専門部会として採決を行いました。その結果は尊重いたしますし、何よりここにおられる委員の皆さん、それぞれ代表する機関、組織というものがおありで、それに基づいたご意見、立場の表明というものは尊重いたしますし、事情も察するものであります。真摯に議論を尽くしてくださったことに敬意と感謝を申し上げます。

ただ、900円にたどり着いたということは、県内外にとってポジティブなメッセージというものがあって、これは決して小さいものではないとっております。今からご判断いただきますが、どのような内容で私たちが決めたかということも、メッセージの重要性に係わると思っています。その点、ご配慮いただければと思います。

それでは、調査審議を尽くして参りましたが、審議の結果、「全会一致」には至らないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは採決に移りますが、採決は非公開となりますので、事務局は傍聴者に案内をお願いします。

【傍聴者退室】

採決

(会 長) 事務局は、傍聴者の入室についての案内をお願いします。

【傍聴者入室】

(会 長) 採決の結果、賛成 11 名、反対 3 名、棄権 0 名となりましたので、専門部会の報告書の内容を結論として答申します。

次に、答申文に盛り込む「政府等への要望」について、先ほどいただいた資料をもって要望といたします。

ご意見等はございますか。

《 異議なしの声 》

(会 長) 異議がないようですので、ご提案いただいた内容を答申文に記載することとします。

それでは、以上を踏まえて、事務局は答申の手続きをお願いします。
各委員はしばらくお待ちください。

ウ 福島県最低賃金改正決定に関する答申

(室 長) 会長、局長は会場中央までご移動をお願いします。

報道機関の方は、適宜移動して撮影していただいて結構です。

会長から局長へ答申文を手交願います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(会 長) 答申文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【答申文の読み上げ】

(会 長) 次に、局長よりご挨拶をお願いします。

(局 長) 只今、熊沢会長から本年度の福島県最低賃金に係る答申を頂戴いたしました。去る7月4日に諮問申し上げて以来、各委員の皆様には大変お忙しいところ、また連日、猛暑が続く中、精力的にご審議いただき答申を頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

只今、福島地方最低賃金審議会としての結論を得られ、現行の金額を42円引き上げ、時間額900円とする答申をいただきましたことに対し、心より感謝申し上げます。

本日頂戴いたしました答申を尊重いたしまして、福島県最低賃金を改正したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

これまでの委員の皆様のご努力に対し、重ねてお礼申し上げ、答申への御礼といたします。

ありがとうございました。

(会 長) ありがとうございました。

次に、今後の手続きと日程等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 福島県最低賃金の改正に関する今後の日程等について、説明いたします。

本日、福島県最低賃金の改正についての答申の要旨を公示いたします。公示期間は8月22日(火)までとなります。8月22日(火)までに異議申出があった場合は、8月23日(水)午前10時から、福島合同庁舎3階会議室で第4回審議会を開催することになります。異議申出があった場合は、直ちに電話・メール等により各委員へご連絡いたします。

(会 長) 各委員におかれましては、8月23日(水)午前10時からの第4回審議会の日程調整をよろしくお願い申し上げます。

ここで、30分間休憩を入れます。

(2) 特定最低賃金の改正について

ア 特定最低賃金(5業種)改正の必要性の有無の審議及び答申

(会 長) それでは、次に、特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議し

ます。

前回8月1日の第2回審議会において、今年度の特定最賃の改正の必要性の有無に関する審議については、5つの特定最賃を一括審議するのではなく、一つずつ個別に審議することといたしましたので、よろしくお願いたします。

また、ここで私から、特定最低賃金の改正の必要性の審議に係る運用上のルールについて確認をしておきたいと思えます。

特定最低賃金の改正の必要性を認める場合は、公労使、全会一致で必要性有りとなることが必要ですので、全会一致となるよう努力をしていきたいと思えます。また、これまで当審議会においては、改正の必要性有りと判断した場合であっても、それは「適正な最低賃金額を検討すべきとの判断であり、必ずしも引上げを前提としたものではない」という申し合わせをしております。本年度におきましても、同様の取り扱いとしてよろしいでしょうか。

ただし、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」につきましては、現在の最低賃金がそれぞれ880円、889円であり、今後福島県最低賃金が858円から900円になった時には、「特定最低賃金は地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならぬ」と最低賃金法第16条に規定されているため、それぞれ21円、12円以上の引き上げを行う必要があることは申し添えます。

《 異議なしの声 》

非鉄金属製造業最低賃金について

(会長) 最初に、非鉄金属製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側よりご意見をお伺いします。

(大越委員) 非鉄金属製造業につきまして、このところ自動車産業関係等全般に及ぶ産業機器、情報機器等々、基盤となる産業ということで、そちらの方の産業が回復しているということ、人材確保という観点におい

て、非鉄金属については多岐にわたる産業に関係しているところで、仕事の高度化に伴い従業員不足という負担が高まっているという観点からも、申し出で提出させていただいているとおり、条件は満たしていると思いますので、今年度も審議をさせていただきたいと思いません。

(会 長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(金成委員) 労働協約ケースということで条件は満たしているということは見せていただきました。現状では912円ということで、今回最賃が900円になれば差が縮まるという状況ではありますが、まだ最賃より上だという状況でありますので、今回については議論させていただくことが必要であると考えます。

(会 長) 公益側は必要性ありでよろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会 長) 非鉄金属製造業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですので、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について

(会 長) 次に、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。労働者側よりご意見をお伺いします。

(塩澤委員) 賃金は本来、労使が自主的に話し合いを行いながら決定すべきものであるということは十分理解しております。ただ、中小・零細企業等に多く存在している労働者については、多くが未組織ではないかと考えます。したがって未組織労働者においては、使用者との対等な交渉によって賃金を決定することは出来にくい位置づけになるのではないかと考えているところでございます。これらの労働者の賃金については、賃金の最低額を保障し、改善を諮ることが出来る産業別最低賃金の制度を活用していきたいということが根底になります。

さらには、産業別最低賃金ですが、組織労働者の賃上げや、今春闘で

もそうでしたが、企業内最低賃金の協定の議論については、しっかりと議論をしてきた2023春季闘争がございます。したがって未組織労働者に波及をさせなければいけないと同じ産業で働いている者としては考えているところでございます。

組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規で働く労働者の賃金の格差を是正したいということが根底にございます。制度の役割、機能を果たすことによって、電機産業の魅力を向上し、人材の確保、定着などを諮っていただければと考えております。

地域別最低賃金が仮に一過性のもので特定最低賃金を上回るということがあったとしても、産業別最低賃金は対象者や役割、機能が地域別最低賃金とは異なるということでありまして、地域別最低賃金が大幅に引き上げられたとしても、産業別最低賃金の代わりを果たすことは出来ないと考えますので、今年度についても、申し出等の条件を満たしているということを含めて審議をしたいと考えております。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(安達委員) 電気部品デバイスの特定最低賃金の必要性に関してですが、まず結論から申し上げますと今年度は必要性なしと考えております。

基本的な理由ですが、地域別最低賃金の上昇が今年42円ということで、中小零細小規模事業者にとっては非常に重く厳しい状況であります。それから、昨年すでに地域別最低賃金に埋没しているという状況に続き、今年度は2年目ということになります。昨年は必要性ありと判断して、24円の上昇ということでしたが、今年に関しては、20円埋没しているという状況で、地域別最低賃金が900円になったということに尊重して、特定最低賃金についての議論の必要性はないと考えております。

公正競争の確保ということでの申し出ということでございますので、公正競争の確保ができないということは、賃金不当な引き下げがある等だと思いますが、福島県の地域別最低賃金が900円まで引き上がりました。そういったところで一定の賃金引き下げの防止の措置は取られていると考えますので、公正競争を阻害されているという認識は今のところないということで、明確な根拠が見当たらないということでございます。

それから製造業、特に電気電子デバイスにつきましては、グローバル経済がこれだけ進展しまして、競争は世界レベルになっているような状況です。国内競争における公正競争確保の議論も大事ではありますが、産業別の特定最低賃金につきましては、企業間の労使の関係で決定していただければ十分だと思っております。

小規模、零細企業は900円という重い課題を背負いましたので、支払能力が非常に厳しいものがございます。そういった中で、地賃を上回る特定最低賃金を適用するということは、なかなか難しい状況にあると考えるので、必要性はなしと考えております。

(会長) 労働者側いかがでしょうか。

(塩澤委員) 使用者側の考えについては受け止めるものの、労働者側とすれば、労使交渉ができない労働者が非常に多くいます。今回の必要性の合意者のところについても、県内で我々の産業の従事者が3万人を超えています。それに対し4割を超える労働者の声をいただき本日までに至っていると考えると、その中に組織労働者が入っていますが、同じ産業で働く、こういった交渉ができていない労働者のためにも、是非とも、必要性を感じていただきながら審議をいただく場面をいただきたいと思っております。

未組織労働者の声も踏まえてしっかりと議論をできればと思いますので、使用者側のご理解をいただきたいというのが、労働者側の思いとなります。

(会長) 公益側委員のご意見はいかがでしょう。

(長谷川委員) 特定最低賃金の重要性は地域別最低賃金が上がっていけば上がっていくほど重要になるのではないかと思います。今、地域別最低賃金よりも特定最低賃金の方が高いから、他の産業へ移らず残ってそこで働いているという労働者もいると思いますし、地域別最低賃金と特定最低賃金と一緒にってしまったら、働く側としての得られる賃金の多さがフラットになってしまって、他の産業へ流出してしまうのではないかと思います。これだけ人手不足と言われている中で、そうなってしまったら、使用者としても困るのではないかと思います。そこはどのようにお考えでしょうか。

(安達委員) 人手不足のお話もございましたが、基本的なこととしましては、90

0円の重みを非常に感じているということでございます。使用者側として900円は非常に重い金額でございます。それから、働いている方も、この金額であればもう十分に達しているのではないかと感じているところでございます。人手不足ということですが、県を接しているようなところだと少しあると思いますが、働くための場所というのが重要だと思っております。福島県の企業誘致の施策も含めて、90年代から企業立地課が積極的に実施してきた件でございます。まさしく電気通信、電子部品デバイス企業の大手企業がたくさん福島に来ていただきました。それで、地元の中小企業は下請けということでやらせていただいておりますが、そこでひとつの反省として、自分のところの技術がないから低い賃金で下請けでやらざるを得なくなったということがあるので、本来はそこから脱却して、自分で稼げるような力をつけていかないとならないということもございますので、人手不足というのは賃金の問題もありますし、そこがすべてではないと思っております。

最低賃金を上げたから人手不足を解消できるということではなく、複雑なものがいろいろ絡み合っていると思っております。

(長谷川委員) ありがとうございます。複雑なものがいろいろ絡み合っているということ、おっしゃるとおりだと思いますが、最低賃金は労働者が選ぶ時の大きな基準のひとつだと思っていて、隣県のお話ですが、伝え方が悪かったのですが、他の産業、例えば隣にコンビニがあって、コンビニが同じ産業で求人を出していたらそこで働くのではないかということでした。

(塩澤委員) すみません、よろしいでしょうか。

直近では生産性とかのデータを加味しながら議論をさせていただければと思っております。もう少し説明する上での資料などもそろえながら、もう一度必要性の有無については8月23日本審の場で再度議論させていただくということは難しいでしょうか。

(会長) わかりました。本日の段階で必要性なしという判断は見送って、8月23日に改めて審議するということがいかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) わかりました。

(基準部長) 事務局からよろしいでしょうか。

必要性の審議につきましては、他県の状況も踏まえて8月23日にご紹介させていただきたいと思っております。丁寧な審議が必要だと思っております。日程調整等もさせていただきたいと思っております。

輸送用機械器具製造業最低賃金について

(会長) 次に、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

まず、労働者側よりご意見をお伺いします。

(高橋委員) 輸送用機械器具につきましては、ご存じのとおり裾野の広い産業でありまして、自動車関連部品等を含めまして働いております。日本では自動車産業が一番の基幹産業だということで、今までもやってきておりますし、それを重視しているところがございますので、今年の金額審議についても、交渉させていただきながら、基幹産業を盛り上げるべく金額を決定したいと思っておりますので、お願い申し上げるところでございます。また、申し出につきましては、申し出条件を十分クリアする条件でお出しさせていただいておりますので、そこも汲み取っていただきながら、審議に入れますようお願いいたします。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(佐藤委員) 私の方から、特定最低賃金に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。地域別最低賃金が全国47都道府県ですべての労働者を対象に設定され、その役割を十分に果たし、機能しておりますので、設定趣旨が極めて不透明な特定最低賃金を設定する必要性はないと思っておりますので、即刻廃止すべきだと考えております。

特定最低賃金については地域別最低賃金が近年大幅に上昇して、格差も縮まってきておりますので、特定最低賃金の存在意義は失われていると思っております。

都道府県別に特定の産業だけ、公平性に欠ける形で、地域別最低賃金よりも高く設定される必要性は全くないと思っております。

また、比較的賃金水準の高い労働者の賃金の不当な切り下げによる競争の防止という本来の機能は果たしておりませんので、その役割も地域別最低賃金と重複しておりますので、企業内労使以外の場で決定すべき

必要性が高いものとして今後も存続させる環境にはないと思っております。

ただ、それでも今年度においては、これまでの、また今後の労使関係にも配慮させていただき、適正な最低賃金額を決める努力を継続することも必要かと思っておりますので、必要性ありと今年度はさせていただきます。

あと確認ですが、特定最低賃金の改正の必要性を認める場合は、公労使が十分に協議し、全会一致で必要性ありとなることが必要ですので、労働協約であっても申し出要件を満たしているだけで、それだけの理由で必要性ありとはならないということを確認させていただきます。

(高橋委員) ありがとうございます。労働協約ケースということで、我々の意思をご確認いただきながら、労使でしっかり春闘で取り組んだ内容を他のところへ波及する重要な内容だと思っております。

(会長) 公益側は必要性ありでよろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会長) 輸送用機械器具製造業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですので、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金について

(会長) 次に、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金の改正の必要性の有無について審議のうえ判断します。

労働者側よりご意見をお伺いします。

(松本委員) 計量器におきまして、様々な製造企業が該当している項目となっております。近年、様々な技術発展、産業ロボット、設備の発展に伴って、高度な技術を要するオペレーターが必要となっているということもあり、また、近年、製品に対する規格もより一層厳しいものとなっているということも事実でございます。私が構成する組織においても、そういった高度な技術を有する職場というものは数多く存在します。その産業においてもやはり労働力不足という問題が発生しております。

この分野に関しては精密機器ということで、少しの時間で習得できるような技術ではないということをご理解いただき、こういった技術をしつかりと労働力の対価で認めていただき、賃金の引き上げをお願いしたいところでございます。

特定最低賃金ということで、低い賃金に抑えることで、不合理な価格競争に持っていかれないようにという意味合いも持っていると思います。

計量器製造の特定最低賃金については、地域別最低賃金を下回ってしまうような状況ではございますが、特別な技術を要するということで、地域別最低賃金を決して下回ってはいけないと、わたくし自身思っております。そういった意味も込めて、計量器の最低賃金引き上げに向けて審議をしていただきたいと思います。

(会長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(金子委員) 結論から申し上げまして、必要性なしと考えております。

地域別最低賃金が900円ということで、これはかなりの重さになります。今後の賃上げについては地域別最低賃金で十分役割を果たしていると考えております。今後は地域別最低賃金で議論していくべき問題だと考えております。

(会長) 公益側は必要性ありでよろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会長) わかりました。それでは、こちらも8月23日の第4回審議会で改めて検討したいと思います。

自動車小売業最低賃金について

(会長) 次に、自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について審議します。

労働者側よりご意見をお伺いします。

(志賀委員) 最低賃金改正の申し出をさせていただきましたとおり、条件を満たしております。自動車関連産業は今好調に推移しております。また、人材確保や定着の観点からも今年度の審議のほど、よろしく願いいたします。

(会 長) 次に使用者側よりご意見をお伺いします。

(大内委員) 将来的には特定最低賃金は廃止すべきだと思っておりますが、今の段階では必要性ありという判断にしたいと思っております。

(会 長) 公益側は必要性ありでよろしいでしょうか。

《 公益側 異議なし 》

(会 長) 自動車小売業最低賃金について、改正の必要性を認めるとの意見ですので、特定最低賃金に係る改正の必要性の有無に係る審議終了後に必要性有りの答申を行うことにします。

改正の必要性を認めるとの全会一致となった特定最低賃金については、各業種に係る最低賃金改正の必要性について、それぞれ、必要性有りの答申を行うことにします。

事務局は準備願います。

事務局準備のため、ここで10分間休憩とします。

(休 憩)

(会 長) それでは、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申を行います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配布】

(会 長) 答申文の読み上げをお願いします。

(室 長) 【特定最低賃金業種答申文を各々読み上げ】

(4) 必要性有りの答申がなされた特定最低賃金についての改正決定の諮問について

(会 長) 引き続きまして、特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局から説明願います。

(室 長) これから改正の必要性有りの答申をいただいた特定最低賃金について、労働局長井口から熊沢会長に対して改正決定の諮問をさせていただきます。局長、会長は中央へお願いいたします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配布】

(室 長) 【諮問文の読み上げ】

(5) 特定 (産業別) 最低賃金専門部会の設置及び廃止等について

(会 長) ただいま局長より特定最低賃金に係る 3 業種の金額改正決定の諮問がありました。

事務局より、専門部会の設置及び廃止についての説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第 25 条第 2 項において、「最低賃金の改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されています。

したがいまして、本審議会において、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、法律上当然に専門部会が設置されることとなり決議は要しません。設置されました専門部会の廃止につきましては、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項において、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますが、「専門部会がその任務を終了する前においても、あらかじめ廃止する旨の議決を行うことができる。」と解されています。専門部会の廃止の在り方について、あらかじめ本審議会において議決をお願いいたします。

なお、専門部会の廃止について、その任務が終了したときとは、当該専門部会の最低賃金についての異議申出期間が満了したときとなっています。

(会 長) ただいま、事務局より説明がありました「福島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会の設置及び廃止について」の専門部会の廃止については、当該専門部会の特定最低賃金の異議申し出期間が満了したときに廃止することとし、本審議会であらかじめ決議することにご異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、諮問のあった特定最低賃金の改正について調査審議を行う専門部会を設置し、該当する特定最低賃金の異議申出期間が満了したときに、当該専門部会を廃止することとします。

(会 長) 続きまして、専門部会の委員の推薦等に係る事務について、事務局から説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金法第25条第2項に基づく専門部会を設置した場合は、部会委員の推薦の公示を行います。

公示期間は公示翌日から起算して2週間を予定し、明日8月8日から8月22日までとなります。それまでの間に、特定最低賃金(3業種)ごとに、労使の団体から各3名の候補者をご推薦いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

(会 長) 只今の説明で質問等がありましたらお願いします。

(な し)

(会 長) それでは、委員の推薦についてよろしくお願いします。
事務局は手続きを進めてください。

(6) 特定最低賃金専門部会の運営に関することについて

(会 長) 続きまして、特定最低賃金専門部会の運営に関することについてお諮りいたします。

事務局より説明をお願いします。

(室 長) 特定最低賃金専門部会の運営に関することについて説明させていただきます。

1点目は、第1回専門部会の合同開催についてです。昨年は、合同開催は日程の関係でできませんでしたが、1回目の部会は、共通の審議内容であるため、例年、第1回目の特定最低賃金各業種の専門部会は専門部会の効率的な運用の観点から合同で開催してきました。諮問した3業種についての本年度の第1回専門部会の開催の在り方について、ご検討をお願いいたします。

2点目は、参考人の意見聴取についてです。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金の改正につて調査審議を行う場合は、公示により関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなりますが、昨年は公示による意見及び陳述希望がなかったことから、参考人の意見聴取は実施しておりません。本年度、公示による意見及び陳述の希望がなかった場合の取扱いについて、ご検討をお願いいたします。以上です。

(会 長) 事務局より説明がありました。

専門部会の合同開催について。 参考人の意見聴取について。 いずれも例年同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、今年度については、第1回の専門部会は3業種合同で開催いたします。公示による意見及び陳述希望がなかった場合は、参考人意見聴取については実施しないこととします。

(7) 最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて

(会 長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項の取扱い(専門部会の決議をもって審議会の決議とすること)についてお諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

(室 長) 最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と定められており、専門部会で全会一致の結論となった場合は、それをもって審議会の決議とすることができることとなっています。

当審議会においては、かねてより特定最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合には、それをもって審議会の決議としてきたところ です。

本年度の適用の在り方について、ご検討をお願いいたします。

(会 長) 事務局から説明がありましたが、昨年度同様、専門部会で全会一致の結論となった場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会 長) それでは、専門部会で全会一致の結論となった場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、それをもって審議会の決議とすることとします。

(室 長) 事務局からよろしいでしょうか。

これから特定最低賃金の専門部会が始まります。公益委員の皆さまのご予定を確認させていただき、事務局案という形で日程を組ませていた

いただきました。本日必要性ありとならなかった業種についても、今のところ設定してございます。今後、皆さまに審議会の日程の確認をさせていただきたいと思いますので、後ほどメールでお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(会長) 日程調整ではご苦勞をおかけしますがよろしくお願いいたします。

(佐藤委員) 公勞使で日程調整を諮るべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

(室長) あくまで事務局案という形で出させていただきました。

(会長) わかりました。よろしくお願いいたします。

3 閉会

(会長) 他になければ、これにて本日の審議会を閉会といたします。